

JIS

固定ピストン式サンプラーによる 土試料の採取方法

JIS A 1232 : 2023

(JGS/JSA)

令和 5 年 3 月 13 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	久田 真	東北大学
(委員)	石田 知子	株式会社大林組
	鹿毛 忠継	国立研究開発法人建築研究所
	加藤 佳孝	公益社団法人日本コンクリート工学会 (東京理科大学)
	鎌田 敏郎	公益社団法人土木学会 (大阪大学)
	古賀 裕久	国立研究開発法人土木研究所
	鈴木 澄江	工学院大学
	中山 英明	一般社団法人セメント協会
	野口 貴文	一般社団法人日本建築学会 (東京大学)
	原田 修輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	前田 敏也	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	宮田 喜壽	防衛大学校
	丸山 慶一郎	一般財団法人建材試験センター
	水田 真紀	国立研究開発法人理化学研究所
	柳田 直	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (株式会社日東)
	吉田 敬	公益社団法人地盤工学会 (応用地質株式会社)

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：令和 5.3.13

官 報 掲 載 日：令和 5.3.13

原 案 作 成 者：公益社団法人地盤工学会

(〒112-0011 東京都文京区千石 4-38-2 TEL 03-3946-8677)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 久田 真)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 採取装置及び用具	2
4.1 掘削用具	2
4.2 サンプリングチューブ	2
4.3 水圧式サンプラー	3
4.4 エキステンションロッド式サンプラー	4
4.5 シール材	4
5 試料採取方法	4
5.1 掘削	4
5.2 サンプラーの組立て	5
5.3 水圧式サンプラーによる試料採取	5
5.4 エキステンションロッド式サンプラーによる試料採取	5
5.5 試料の取扱い	6
5.6 調査地点の復旧	6
6 報告事項	7
附属書 A (参考) 水圧式サンプラー (単圧型) の例	8
附属書 B (参考) 水圧式サンプラー (倍圧型) の例	10
附属書 C (参考) エキステンションロッド式サンプラーの例	11
附属書 D (参考) エキステンションロッド式サンプラーのピストンの固定例	12
解 説	13

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人地盤工学会（JGS）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

固定ピストン式サンプラーによる土試料の採取方法

Method for obtaining soil samples using the fixed piston sampler

1 適用範囲

この規格は、軟らかい粘性土及び砂質土を対象とし、固定ピストン式サンプラーを用いて乱れの少ない土試料を採取する方法について規定する。

粘性土の場合、サンプリングチューブを連続的に押し込むことができ、サンプリングチューブが変形しない程度の軟らかさのものに適用する。また、砂質土については、その締まり程度が緩く、サンプラーの引上げ時にサンプラー内の試料が脱落しない場合に適用する。

注記 この規格で示す方法によって採取された試料の品質は、**JIS A 0207:2018** に示される品質 A に相当するものである。なお、この規格は、品質 A 相当の試料の採取を目的にしているが、採取した試料の品質を保証するものではない。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

JIS A 0207:2018 地盤工学用語

JIS M 0103:2020 ボーリング用機械・器具用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS A 0207:2018** 及び **JIS M 0103:2020** によるほか、次による。

3.1

固定ピストン式サンプラー

ピストンを固定し、試料を採取するサンプラー

3.2

水圧式サンプラー

固定ピストン式サンプラーのうち、ピストンをサンプラーヘッドで固定し、水圧を利用してサンプリングチューブを地盤に押し込み、試料を採取するサンプラー

3.3

エクステンションロッド式サンプラー